

## 狭山市「週休2日制モデル工事」試行要領（土木工事）

### （趣旨）

**第1条** この要領は、建設業の働き方改革を推進する観点から、狭山市が発注する建設工事において「週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）」を試行するために必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

対象期間において4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。

(2) 現場閉所

巡回パトロール（現場閉所日の現場監視のためのパトロール）や保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(3) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

### （試行対象工事及び発注方式）

**第3条** 試行するモデル工事は「現場閉所による週休2日制適用工事（対象期間において4週8休以上の現場閉所に取り組む方式）」とし、「発注者指定方式（発注者がモデル工事として指定する方式）」により、工事の種別、規模等を勘案して発注することを原則とする。

2 「交代制による週休2日制適用工事（対象期間において、技術者及び技能労務者が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式）」及び「受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取組む方式）」は、本試行の対象外とする。

3 次に掲げる工事は、本試行の対象外とする。

(1) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）

(2) 前各号に掲げるほか、週休2日の実施が困難であると発注者が判断した工事

### （対象期間）

**第4条** 対象期間は、契約工期のうち現場施工着手日から現場施工完了までの期間とし、この場合において、現場施工着手日は、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいい、現場施工完了日は、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

2 年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ指定する期間（受注者の責によら

ず現場作業の休止を余儀なくされる期間など)は対象期間に含むものとし、そのうち週休日(原則として土曜日及び日曜日)のみを現場閉所日としてカウントすることとする。

#### (現場閉所日)

**第5条** 対象期間中に現場閉所を行う週休日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

2 降雨、降雪等による予定外の現場閉所は、現場閉所日数に含めるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

#### (工期の設定及び変更)

**第6条** 発注者は、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、モデル工事の実施に係る事務処理期間として必要な日数を上乗せして契約工期の設定をするものとする。

2 週休2日の確保を理由とした工期の変更はできないものとする。ただし、その理由が受注者の責によらないときは、発注者の受注者が協議のうえ、適切に工期の変更を行うものとする。

#### (経費の補正)

**第7条** モデル工事の工事費は、4週8休以上を前提として、対象の経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行い積算し予定価格を作成する。なお、この場合において、対象の経費及び補正係数は、『埼玉県県土整備部「週休2日制モデル工事」試行要領』の規定を準用する。

2 施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たないときは、請負代金額のうち前項に規定する補正分を減額する契約変更を行う。

#### (実施方法)

**第8条** モデル工事の実施方法は次のとおりとする。

##### (1) 発注時

ア 発注者は、入札公告等にモデル工事である旨を明示(参考様式1-1)するとともに、特記仕様書(参考様式1-2)を添付するものとする。

##### (2) 現場施工着手前

ア 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

イ 受注者は、現場施工着手日から28日分の「休日取得計画書(様式1)」を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

ウ 受注者は、対象期間中、モデル工事であることを示す「掲示図(参考様式2)」を工事現場に設置する。

##### (3) 対象期間中

ア 受注者は、28日ごとに「休日取得計画書(様式1)」を当該計画書の初日となる日の7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

イ 受注者は、休日取得計画書の計画期間終了後7日以内に「休日取得実績書(様式2)」を提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

ウ 受注者は、天候の影響や地元対応等により、現場閉所日の振替を行う場合は、原則として事前に工事記録を提出し、発注者の確認を受ける。ただし、天候の急変や緊急工事等、事前の提出が困難な場合は、事後報告とすることができる。

エ 発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかに対応する。

オ 受注者は、週休 2 日の確保について、下請負人を指導する。

#### (4) 現場施工完了時

ア 受注者は、現場施工完了日の 14 日前までに、対象期間全ての「休日取得実績書（様式 2）」及び「休日取得実績書【集計表（様式 2-2）】」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受けるものとする。なお、提出日から工事完成日までの休日取得については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

イ 発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、週休 2 日に係る経費について、必要となる精算変更の契約を行う。

#### (アンケート調査)

第 9 条 発注者は、週休 2 日制モデル工事に係るアンケート調査を行う場合は、受注者に対し協力を依頼する。

#### (工事成績評定における評価)

第 10 条 現場閉所の達成状況による工事成績評定における加点及び減点は行わない。

#### (その他)

第 11 条 その他必要な事項は別に定める。

附則 本要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

参考様式1-1（第8条関係） 「入札公告等」

1 入札対象工事

( )その他

本工事は、「狭山市週休2日制モデル工事(土木工事)」の対象工事である。

参考様式1-2（第8条関係） 「特記仕様書」

1 週休2日制モデル工事

( ) 本工事は、「狭山市週休2日制モデル工事(土木工事)」の対象工事である。  
試行の実施は、『狭山市「週休2日制モデル工事」試行要領(土木工事)』によるものとする。

試行要領は、狭山市公式ホームページで確認のこと。

狭山市公式ホームページ(トップページ>事業者向け情報>入札・契約)

<https://www.city.sayama.saitama.jp/jigyo/nyusatsu/index.html>

参考様式2（第8条関係） 「モデル工事であることの明示」

週休2日制モデル工事

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、原則○曜日、○曜日及び祝日を休工日とするモデル工事です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

発注者 狭山市役所

受注者 ○○◇◇株式会社

※ 工事現場の見やすい場所に適宜設置